

水産技術総合センターの使用に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宮城県水産技術総合センターの使用に関し、水産技術総合センター使用料条例（平成二十八年宮城県条例第三十六号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可等)

第二条 宮城県水産技術総合センター水産加工公開実験棟の機器及び宮城県水産技術総合センター気仙沼水産試験場種苗生産施設（以下「機器等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（様式第一号）を宮城県水産技術総合センターの所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、使用許可書（様式第二号）により機器等の使用を許可するものとする。

3 前項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る機器等の使用中、同項の使用許可書を携帯し、所長の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(使用料の額)

第三条 条例第二条第一項に規定する規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の徴収)

第四条 条例第三条の規定による使用料の徴収は、知事の発行する納入通知書により行うものとする。

(使用料の減免)

第五条 条例第四条の規定により使用料を減免する場合は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体が公益のために使用する場合で、所長が必要と認めるとき。
- 二 公益を目的とする団体が県内産業の振興を図るために使用する場合で、所長が必要と認めるとき。

三 その他所長が特別の理由があると認めるとき。

2 条例第四条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書（様式第三号）を所長に提出しなければならない。

（委任）

第六条 この規則の施行に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。